

令和元年5月農業委員会総会議事録

日 時 令和元年5月31日（金曜日） 議事開始 午前8時58分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 竹下 助範 稲田 優

下原 小枝子 栗下 章二 田中 雄策

【推進委員】 山口 長徳 宮原 美實 川口 三雄 伊地知トシ子

高谷 千代子 増田 賢造 溝添 トミ子 吉留 律子

宮田 吉人 津口 えりこ 山之内 秀樹 上畠 勝

赤川 リク子 永前 茂則 福迫 久利 中津 ゆみ子

園田 義保

欠席委員

【農業委員】 田方 説夫 田上 みゆき 岩屋 美智子

【推進委員】 杉元 義男

事務局職員

事務局長 吉留 伸也

事務局長補佐 鳥澤 庄司

農地調整係長 川上 大輔

農地調整係主任主事 松下 理恵

農地調整係主事 池田 哲也

農地調整係主事 加藤 雅也

議 題

- 報告第3号 農地等の合意解約について
- 報告第4号 農用地利用配分計画について
- 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第7号 農用地利用集積計画について
- 議案第8号 農用地利用集積計画の取消しについて
- 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第11号 非農地証明願いについて
- 議案第12号 耕作放棄地の非農地判断について
- 議案第13号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
について
- 議案第14号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

事務局長　それではただいまから令和元年5月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。最初に会長のあいさつ並びに会務報告をお願いいたします。

谷口会長　【あいさつ・・・・】

谷口議長　それでは、委員の出席状況を報告します。田方委員、田上委員、岩屋委員、杉元委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は24人で定足数に達しております。

これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、栗下委員と田中委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第3号から報告第4号及び議案第6号から議案第14号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いいたします。

事務局長　（議案朗読）

谷口議長　議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第3号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　報告第3号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は8件でございます。議案書2ページをお開きください。

令和元年5月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月、審議していただく案件と関連がないもの、右側の備考欄に記載がないものについて順番にご説明いたします。

まず、整理番号1番については、所有者で管理するとの事で解約するものです。

続いて、整理番号2番については、別の担い手へ売買予定があるので解約するものです。また、ここでお手数ですが、3か所ほど、一番右側の

関連の欄の訂正をお願い致します。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第4号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第4号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。報告の前に訂正がございます。4ページの下から4行目の10aあたり借賃がモミ〇〇kgとなっておりますが、〇〇kgの誤りであります。誠に申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。3ページをご覧ください。

今月の農用地利用配分計画については、平成30年度3月総会で委員の皆様へ審議して頂いた案件であり、令和元年5月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。内訳としましては10件の31筆、64,363.22㎡となっております。詳細につきましては、4ページから6ページ記載のとおりです。以上報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第6号についてご説明いたします。7ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転12件、貸借2件の合計14件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。まず所有権移転からご説明いたします。8ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、845㎡の交換です。こちらは、備考欄に記載

がありますように、後ほど説明する基盤法の所有権移転整理番号6番と交換となります。12ページをご覧ください。

整理番号2番、田12筆、畑6筆、計18筆15,456㎡の贈与です。

整理番号3番、畑1筆、4,956㎡の交換です。こちらは、備考欄に記載がありますように次の整理番号4番と交換になります。13ページをご覧ください。

整理番号4番、畑3筆、2,743㎡の交換です。こちらは、先ほどの整理番号3番と交換です。14ページをご覧ください。

整理番号5番、畑1筆、391㎡の贈与です。15ページをご覧ください。

整理番号6番、田4筆、2,151㎡の売買です。価格は総額で〇〇円です。こちらは竹下委員の掘起しです。16ページをご覧ください。

整理番号7番、田3筆、畑3筆、計6筆、6,107㎡の贈与です。17ページをご覧ください。

整理番号8番、田2筆、1,024㎡の贈与です。こちらは備考欄に記載がありますように、今回の譲受人は新規就農者で農地取得は今回が初めてとなりますので、営農計画書及び5年以上耕作する旨の誓約書の添付がございます。また、取得後の経営面積は、5,097㎡となりますので、下限面積要件を満たしております。なお、整理番号8番から整理番号12番までは、同じ譲受人となりますので、ただ今の備考欄の説明は省略させていただきます。

続いて整理番号9番、田2筆、1,154㎡の売買です。価格は総額で〇〇円です。売買価格について補足説明いたします。今回、譲受人は、まとまった農地を取得し耕作したいという意向で、一体的に利用するために、価格が高くても買いたいということで、譲渡人と折り合いがついたとの事です。18ページをご覧ください。

整理番号10番、田2筆、805㎡の売買です。価格は総額で〇〇円です。19ページをご覧ください。

整理番号11番、田3筆、1, 166㎡の売買です。価格は総額で〇〇円です。

整理番号12番、田3筆、948㎡の売買です。価格は総額で〇〇円です。

続いて、貸借についてご説明いたします。20ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、938㎡の賃貸借です。借賃は年総額で〇〇円です。こちらは宮田委員の掘起しです。

整理番号2番、田1筆、1, 528㎡の賃貸借です。借賃は10a当たり〇〇円です。

以上、所有権移転12件、貸借2件です。ご審議方、よろしくお願ひします。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第6号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

まず、8ページの所有権移転、整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員をお願いしていましたが、本日欠席のため事務局にお願いいたします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは、岩屋委員より報告書を預かっていますので代読いたします。

申請農地は〇〇自治会内にあります。受人の自宅に隣接した畑でございます。基盤整備は済んでおらず、農地の状況としては、四角形ですが、少し変形しております。申請農地一帯の状況は、西側宅地、北側山林となっております。日照・用排水は良好です。接道は少し狭いですが、営農するには問題ありません。申請農地の作付け状況ですが、自家消費用の露地野菜を作付けしていました。受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で稲作主体の専業農家ですが、後継者はおりません。受人と渡人の関係は他人です。今回の申請は、お互いの農地を交換する事でより自宅に近く

なるので作業効率がはかどるという事での交換となります。権利取得後の農地の利用状況は、露地野菜を作付けするとの事です。所有農地の管理や地域との調和、農業も一生懸命取り組まれており、何ら問題はないと判断しました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に、整理番号2番の土地を尾山会長代理と福迫委員と下原委員に、申請人「受人」の確認を尾山会長代理に願ひします。まず、尾山会長代理に願ひします。

尾山会長代理 議長。

谷口議長 会長代理。

尾山会長代理 それでは、整理番号2番の受人及び大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。申請農地は登記では7筆ですが、現況が3筆となっています。周辺の状況は、基盤整備済みの水田地帯です。現在の利用状況は水田として、利用されています。日照・接道・用排水は良好です。受人の営農状況は、稲作及び養豚の複合経営の兼業農家です。後継者はおりませんが、親子で一生懸命農業に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いており、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に福迫委員に願ひします。

福迫委員 議長。

谷口議長 福迫委員。

福迫委員 それでは、整理番号2番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は未整備の畑地帯で農道は狭く、やっとな軽トラックが通行できる状況です。登記では6筆ですが、現況は3筆で道路を挟んで近くにあります。日照は良好で現在、トウモロコシとイタリアンが作付けされていました。以上、報告を終わります。

谷口議長 次に下原委員に願ひします。

下原委員 議長。

谷口議長 下原委員。

下原委員　それでは、整理番号 2 番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請農地は基盤整備済みで周辺一帯も基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好で何ら問題ありません。以上、報告を終わります。

谷口議長　次に、1 2 ページの整理番号 3 番及び 1 3 ページの整理番号 4 番の土地及び申請人「受人」の確認を高谷委員にお願いします。

高谷委員　議長。

谷口議長　高谷委員。

高谷委員　まず整理番号 3 番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請農地周辺の状況は、基盤未整備の畑地帯です。現在、ピーマンが作付けされていきました。農地の形状・日照・接道・排水は良好です。受人は、〇〇自治会で露地野菜及び施設野菜主体の法人の代表者で後継者はおります。法人は市の農業経営改善計画の認定を取られた認定法人となります。取得後は、施設野菜として利用するとの事です。地域との調和については、地域で行われる作業等については、協力していくとの事でしたので何ら問題無いと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

続きますして、整理番号 4 番について、申請農地は〇〇自治会内にあります。申請農地周辺の状況は、基盤未整備の畑地帯です。現在、キャベツが作付けされていきました。農地の形状・日照・接道・排水は良好です。受人は、〇〇自治会で肥育牛主体の専業農家で後継者はおります。取得後は、畑として利用するとの事です。地域との調和については、地域で行われる作業等については、周辺はきれいに整備されており、作業等には協力していくとの事でしたので、何ら問題無いと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

谷口議長　次に、1 4 ページの整理番号 5 番の土地及び申請人「受人」の確認を上島委員にお願いします。

上島委員　議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 それでは、整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は宅地と農地が混在しています。現在、耕作はされておらず、遊休農地となっています。日照・排水は良好ですが、接道が無く、農地の形状は細長い農地です。受人の営農状況は、〇〇自治会で施設野菜主体の専業農家です。受人と渡人の関係は、孫と祖父との事です。現在、父親が亡くなり、母親と二人で作業をしてきましたが、農地の管理に少し手が回らない状況のようです。これから一生懸命やりますとの事でしたので申請農地については、早期に耕運して、何か作付けするように指導しました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

谷口議長 次に、整理番号6番及び15ページの整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下委員にお願いします。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 それでは、整理番号6番について、ご報告いたします。譲渡人から農地を管理できないとの相談を受けました。それで申請農地が譲受人の宅地の周りにある事から相談したところ、話しがまとまった次第です。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は未整備で農地の形状は、不整形です。周辺は田と畑が混在しています。日照については、1筆は良好ですが、南側の3筆は山林に隣接しており、また、少し低い位置にあるので少し良くない状況です。接道は、受人の宅地を通過して行けるので良好です。申請農地の作付け状況は、ずっと水稻を作付けしていたようですが、ここ1年ぐらい荒れていたようです。受人の営農状況は、〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。受人と渡人の関係は知人です。後継者はおります。現在、会社員ですが、休日に農作業を手伝っています。取得後の作付状況は、水稻を作付けするとの事です。畦畔の管理及び地域との調和については、良好です。以上の事から何ら問題無いと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号7番について、ご報告いたします。所有者が亡くなり、3人の娘共有名義となりましたが管理が出来ないので、渡人にとっては、伯母にあたる受人に贈与するものです。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は未整備で農地の形状は、まあ良い方です。田の周囲は田と山林で、畑の周囲は、畑と宅地となっています。日照・接道・用排水は良好です。作付け状況は田については水稻のため耕起されていきました。畑については、露地野菜が作付けされていきました。受人の営農状況は、〇〇自治会内で稲作主体の専業農家です。今まで弟が農業をしていたという事で農業経験がありませんが、近所の方に教えてもらいながら、やっていくとの事でした。後継者はおりません。取得後の作付け状況は、水稻と露地野菜ということでした。畦畔の管理は良好です。地域との調和についても、これからも今まで通り努力していくとの事でした。以上の事から、何ら問題無いと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

谷口議長 次に、16ページの整理番号8番の土地を園田委員と中津委員に、申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いします。まず、園田委員をお願いします。

園田委員 議長。

谷口議長 園田委員。

園田委員 それでは、整理番号8番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は未整備で農地の形状は不整形です。周辺は宅地が散在しています。日照は良好ですが、接道は狭い状況です。用排水は、用水については不良です。現在は、少し、遊休農地となっています。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に中津委員をお願いします。

中津委員 議長。

谷口議長 中津委員。

中津委員 それでは、整理番号8番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。

申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺一帯も基盤整備済の水田地帯です。農地の形状・日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

谷口議長 福迫委員。

福迫委員 それでは、整理番号8番の受人について、ご報告いたします。受人は、現在、父が経営する不動産会社に勤務していますが、今回、新規就農者として、知人から農業技術を学びながら農業をしていくとの事でした。畦畔の管理・地域との調和、営農もしっかりやっていきたいとの事でした。また、誓約書や営農計画書も提出されている事から何ら問題無いと判断しました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に、17ページの整理番号9番、18ページの整理番号10番及び11番、19ページの整理番号12番の土地を園田委員に、申請人「受人」は整理番号8番から整理番号12番まで同一のため、整理番号8番で既に説明しておりますので省略いたします。園田委員お願いします。

園田委員 議長。

谷口議長 園田委員。

園田委員 それでは、整理番号9番から整理番号12番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は未整備で農地の形状は不整形です。周辺は宅地が散在しています。日照は良好ですが、接道は狭い状況です。用排水は、用水については不良です。現在は、少し、遊休農地となっています。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に、20ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

谷口議長 宮田委員。

宮田委員 それでは、整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇

自治会内にあります。基盤整備は未整備で農地の形状は、やや不整形です。周辺一帯は基盤整備済みの水田と宅地となっています。日照・接道・用排水については、良好です。受人の営農状況は、杉水流自治会で水稲主体の兼業農家です。受人と渡人の関係は他人です。後継者はありません。取得後の作付状況は、水稲を作付けするとの事です。畦畔の管理及び地域との調和については、良好です。以上の事から何ら問題無いと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

谷口議長 次に、整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いいたします。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 それでは、整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は未整備で東側に杉や竹林があり、湿田となっています。接道については、受人が隣接する水田を借りているのでそこから行くとの事でした。農地の形状は、南北に細長く、日照・用排水は、あまり良くない状況です。申請農地の作付け状況は、ずっと水稲を作付けしていたようです。受人の営農状況は、〇〇自治会で水稲主体の専業農家です。取得後の作付状況は、水稲を作付けするとの事です。所有農地畦畔及び用水路の管理も適切に行っており、地域との調和についても良好です。以上の事から何ら問題無いと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調

査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計14件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

谷口議長 　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第6号の審議に入ります。所有権移転整理番号1番は、譲渡人が〇〇委員です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

谷口議長 　それでは、ただ今から所有権移転整理番号1番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

（なしと言う者多数あり）

谷口議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

所有権移転整理番号1番は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

谷口議長 　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

（〇〇委員着席）

谷口議長 　それでは、所有権移転整理番号1番を除く、議案第6号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

上島委員 　議長。

谷口議長 　上島委員。

上島委員 　所有権移転整理番号8番から整理番号12番についてですが、非常に救世主みたいな人が現れました、と言うのは、今まで農家が出来なかった農地を取得して、農業をすると非常にすばらしい事なんですけど、本当に

誓約どおりの農業を営む状況なのか、報告は受けましたけど、安心はしておりますが、非常に農業委員会として、許可の出た農地がずっと耕作されずに残った場合ですね、そういう事を含めて、真剣に畜産農政課と詰めができたのか、そういう点も含めてですね、しないと農業委員会は許可したんですよと売った人はですね、それでも全然変わらないじゃないかとそういう点も含めた審議が畜産農政課とできたのか、今日は、答えはいいです。畜産農政課は来ていないので。そういう点では非常にありがたい人が現れて、さっき報告があったように軽トラックも行けないような農地を買うというような話は我々農家からすれば、有り得ない話です。そういうのが実現するのであれば、救世主みたいな事だと判断しましたのでせっかくですね、そういう人が現れたら、その人を育てるための方策がちゃんと出来ているのかを確認したいと思います。今日はいいです。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 今の案件につきまして、別件で周辺の農地を相談しておりました中に今の案件の隣の農地がありますのでついでに補足させていただきます。一応、不動産業という事で水田については、その水田一帯を作業委託で耕作してもらうという事で譲受人の水田はその一角にあるという事で一辺に管理して栽培してもらうという事で水田として活用するという状況でした。補足させていただきます。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 先ほど上島委員より質問がありましたが、農業委員会としては、提出された書類に基づきまして、審議して許可を出す訳ですが、せっかく許可を出したのに遊休農地に戻ってしまうと許可を出した意味がありませんのでこの案件につきましては、今後、見守っていく考えでございます。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 ちょっと質問をしますが、先ほど〇〇用水路の話が出てきましたが、園田委員の報告の中でありましたが、今年、〇〇用水路については、利用できるのでしょうか。何かそのような話し合いがありましたか。田植えができるか。お尋ねします。

吉留局長 議長。

谷口議長 局長。

吉留局長 用水の取扱につきましては、〇〇用水路維持管理組合の方で話し合われていると思いますが、現時点で私が聞いている中身については、今月20日から水路に水を流し始めたという事でそれ以外も聞かれています。おり長江川の上流にセンサーをつけて、そこで水質が悪化すれば自動的に水門が閉まるというような事で対応していくと。まだ、センサーが完成してなくて、もし、異常があれば手動で閉めるというような事です。現状ではすでにもう水が流れはじめており、下浦・柳水流方面には流れていなくて、水路工事が終わっていないという事でしたので田植えの時期には、水が流れ始めるという事で〇〇用水路維持管理組合の方では今年には作付けを行うという事で予定されていると聞いているところです。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 えっとですね、新聞では見たし、局長の話を確認した訳であります。

福迫委員 議長。

谷口議長 福迫委員。

福迫委員 園田委員の報告を聞いたんですが、本当に胸が痛かったです。聞き取りをしたんですが、好青年ですね、本当に尋ねてみました。トラクターが今、現在無いとどうするのかと聞いたら、祖父の知人から借りると農業をした事がないからどういうふうにするのかを勉強するとただ私が心配したのは、不動産と貸家業なので5年たったら売るのはないかとただ場所を聞いてみれば、突き当たりとか、道路が無いというものですから。今、言っ

たとおり、田植えとか荒起こしだけでも周囲に迷惑をかけないようにしていきたいということで、多分道路が無いところだと思うんですが。今後は中古のトラクターを購入して、耕起してみたいとの事でした。

谷口議長 はい、一応、認識はもっていらっしゃるという事ですね。
他に質疑はありませんか。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 えっ〜とですね、議案に記載されている経営面積と宮田委員から報告のあった経営面積に約4～5反ぐらい差がありますが、どういう事なのでしょうか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ただいまの竹下委員のご質問にお答えいたします。4反ぐらいの差というのはですね、農業委員会を通さずに貸し借りをされている、いわゆる相対で貸し借りをされたり、作業受託を受けたりする部分になります。以上です。

谷口議長 竹下委員、よろしいでしょうか。

竹下委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 先ほど整理番号2番の譲受人は養豚をされているという事ですが、豚の頭数はどのくらいなのでしょう。

尾山会長代理 議長。

谷口議長 尾山会長代理。

尾山会長代理 母豚が12頭います。

稲田委員 はい、わかりました。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第7号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第7号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。21ページをご覧ください。今月の計画件数は42件で、内訳は、所有権移転6件、利用権設定36件となっております。利用権設定においては、JAの農地利用集積円滑化事業が3件、農地中間管理事業が12件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。30ページをご覧ください。

整理番号1番、田28筆、畑6筆、計34筆、37,068㎡の贈与です。32ページをご覧ください。

整理番号2番、田8筆、畑2筆、計10筆、12,241㎡の売買となります。価格は10a当たり〇〇円です。33ページをご覧ください。

整理番号3番、田3筆1,389㎡の売買となります。価格は総額で〇〇円となります。34ページをご覧ください。

整理番号4番、田3筆3,466㎡の売買となります。価格は総額で〇〇円となります。35ページをご覧ください。

整理番号5番、畑5筆2,436㎡の売買となります。価格は10a当たり〇〇円となります。

整理番号6番、田1筆1, 022㎡の交換となります。先ほどご審議いただきました、議案第6号所有権移転整理番号1番との交換となります。所有権移転につきましては以上となります。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、今月も借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。36ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、2, 651㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、6, 106㎡の賃貸借です。37ページをご覧ください。

整理番号3番、田5筆、4, 787㎡の賃貸借です。38ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、1, 206㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、1, 418㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田1筆、1, 356㎡の賃貸借です。39ページをご覧ください。

整理番号7番、田3筆、1, 185㎡の賃貸借です。42ページをご覧ください。

整理番号8番、田10筆、9, 452㎡の賃貸借です。

整理番号9番、田2筆、畑1筆、8, 875㎡の賃貸借です。43ページをご覧ください。

整理番号10番、畑1筆、1, 499㎡の賃貸借となります。44ページをご覧ください。

整理番号11番、畑3筆、1, 977㎡の賃貸借となります。

整理番号12番、畑1筆、992㎡の賃貸借となります。

整理番号13番、田1筆、3, 537㎡の賃貸借となります。45ページをご覧ください。

整理番号14番、田2筆、1, 678㎡の賃貸借となります。46ページをご覧ください。

整理番号15番、田3筆、2, 406 m²の賃貸借となります。こちらは増田委員の意見書の添付がございます。

整理番号16番、田1筆、3, 146 m²の使用貸借となります。47ページをご覧ください。

整理番号17番、畑3筆、1, 476 m²の賃貸借となります。49ページをご覧ください。

整理番号18番、田7筆、5, 774 m²の賃貸借となります。

整理番号19番、田1筆、2, 332 m²の賃貸借となります。

整理番号20番、田1筆、961 m²の賃貸借となります。50ページをご覧ください。

整理番号21番、田1筆、1, 009 m²の賃貸借となります。

続きまして、整理番号22番から整理番号24番までがJAの農地利用集積円滑化事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号22番、田1筆、507 m²の賃貸借となります。52ページをご覧ください。

整理番号23番、田9筆、20, 129 m²の賃貸借となります。53ページをご覧ください。

整理番号24番、田1筆、2, 724 m²の賃貸借となります。

続きまして、整理番号25番から整理番号36番までは、農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号25番、田1筆、1, 462 m²の賃貸借となります。

整理番号26番、田1筆、927 m²の賃貸借となります。54ページをご覧ください。

整理番号27番、田1筆、1, 002 m²の賃貸借となります。

整理番号28番、畑1筆、5, 315 m²の賃貸借となります。55ページをご覧ください。

整理番号29番、田2筆、畑1筆、2, 912 m²の賃貸借となります。

整理番号30番、田1筆、584 m²の賃貸借となります。56ページを

ご覧ください。

整理番号31番、田1筆、1, 614㎡の賃貸借となります。

整理番号32番、畑2筆、1, 602㎡の賃貸借となります。58ページをご覧ください。

整理番号33番、田6筆、3, 970㎡の賃貸借となります。

整理番号34番、田1筆、1, 014㎡の賃貸借となります。59ページをご覧ください。

整理番号35番、田2筆、3, 516㎡の賃貸借となります。

整理番号36番、田1筆、142㎡の賃貸借となります。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

(議案第7号の内容及び判断根拠説明)

谷口議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第7号の審議に入ります。

所有権移転整理番号6番は、譲受人が〇〇委員のご子息です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長 それでは、ただ今から所有権移転整理番号6番の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

所有権移転整理番号6番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員

の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長　それでは、所有権移転整理番号6番を除く、議案第7号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

議案第7号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第8号「農用地利用集積計画の取消しについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　議案第8号「農用地利用集積計画の取消しについて」説明いたします。
60ページをご覧ください。

今回、取消しの申し出が1件あります。内容は所有権移転に関する取消しとなっております。61ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、79㎡の所有権移転の取消しとなります。この案件につきましては、平成31年3月定例農業委員会総会にて議案第71号所有権移転整理番号5番で委員皆様にご審議いただき、決定したものです。その後、平成31年4月に公告したところですが、公告後、譲受人が平成31年2月に子息へ経営移譲し、子息が認定農業者となっていた事が判明したため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たさないものである事が判明したため、今回、農用地利用集積計画の取消しを行うものです。

谷口議長　それでは、議案第8号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。

質疑はありませんか。

増田委員 議長。

議長 増田委員。

増田委員 取消しの理由が分かっているならば、教えてください。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 譲受人につきましては、経営移譲をしたのちに平成31年2月18日付けでご息子が認定農業者となった事から先月の申出の時点で譲受人が認定農業者でなかったため申出書の要件を満たさない事から今回、取消しを行うものです。ちなみに次回の総会で譲受人を変更して所有権移転申出書を提出する予定です。

谷口議長 よろしいでしょうか。

増田委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

議案第8号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第11号「非農地証明願いについて」、議案第12号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いた

します。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。63ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、797㎡を長屋及び駐車場用地として申請するものです。申請地の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第4条第2項第1号イ、農地法施行規則第33条第4項及び運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)に規定される不許可の例外の集落接続に該当すると判断しております。工事期間は令和元年7月10日から12月31日までとなっております。事業費については土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。生活排水については合併浄化槽で処理後、南側市道側溝へ排水します。雨水についても同様です。市建設課と協議済です。64ページをご覧ください。

議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。許可申請件数は6件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。65ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、533㎡を宅地分譲用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和元年7月1日から7月10日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、工事費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透及び南側側溝へ排水します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、264㎡を一般個人住宅用地として申請するものです。農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続に該当すると判断しております。権利関係は売買です。工事期間は令和元年7月10日から令和2年5月10日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円を全額融資により対応されるとの事です。排水につきましては、生活排水については合併浄化槽で処理後、西側側溝へ排水します。雨水も同様です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、273㎡を農業用倉庫用地として申請するものです。権利関係は売買です。昭和48年頃に譲渡人がたばこの乾燥場として建築しましたが、今回、売買するにあたり、申請地が農地のままである事が判明したため、申請するものです。譲渡人より始末書の提出がございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透及び北側側溝へ排水します。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、9,778㎡を木材チップ加工場及び事務所用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和元年9月1日から12月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、付帯工事・機械設備・排水工事費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、敷地内に側溝を設置し、南側にある既存側溝へ排水します。雨水も同様です。66ページをご覧ください。

整理番号5番、場所が大字〇〇、田1筆、321㎡を一般個人住宅及び車庫用地として申請されるものです。権利関係は利用権設定の使用貸借です。今回の全事業計画面積は隣接地の〇〇、地目原野、178㎡を合わせた、499㎡となります。工事期間は令和元年7月5日から10月31日までとなっています。事業費につきましては、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、生活排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ排水します。雨水も同様です。

整理番号6番、場所が大字〇〇、田1筆、2,320㎡をシラス採掘場の表土置場用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和元年7月5日から令和3年12月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円を全額自己資金により対応するとの事です。整地費は自己労力によるとの事です。排水につきましては、雨水

は地下浸透です。67ページをご覧ください。

議案第11号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は3件でございます。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。68ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、2,578㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田2筆畑1筆、計3筆、1,112㎡です。申請理由は山林、原野です。70ページをご覧ください。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田9筆、5,339㎡です。申請理由は山林です。71ページをご覧ください。

議案第12号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。非農地判断件数は9件です。非農地判断の案件は各地区担当委員さんが既に現地調査を行っております。今回の案件の中の区域内農用地につきましては農振担当と協議済です。72ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、1,084㎡です。現況は原野です。

整理番号2番と3番は場所が隣接しているため、併せてご説明します。場所が大字〇〇、田2筆、1,785㎡です。現況は山林です。

整理番号4番から6番までは場所が近隣のため、併せてご説明します。整理番号4番と5番は72ページ、整理番号6番は73ページとなります。場所が大字〇〇、畑3筆、2,643㎡です。現況は山林と原野です。73ページをご覧ください。

整理番号7番から9番は場所が隣接しているため、併せてご説明します。場所が大字〇〇、田1筆、畑2筆、745㎡です。現況は山林と原野です。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第9号から議案第12号については、30日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

竹下第2小委員長 議長。

谷口議長 竹下第2小委員長。

竹下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、5月30日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条1件、5条6件、非農地証明願い3件、非農地判断9件でございます。議案ごとにご説明いたします。

農地法第4条、議案第9号、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は、〇〇地区で経営作目が露地野菜・施設野菜を主体とする農地所有適格法人の代表者です。今回、外国人実習生等の受け入れの為の長屋及び従業員等の駐車場を確保するため、申請するものです。場所は、〇〇地区です。〇〇のすぐ南側に位置します。申請地の状況は、北側は〇〇用地、東・西側は宅地、南側は市道に囲まれており、周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条、議案第10号、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は、えびの市内で不動産業を営んでいます。今回、住宅地需要に応えるため、適地を探していたところ適地を見つけたため、所有者である譲渡人に相談した結果、了承を得た事から申請するものです。場所は、〇〇地区でございます。〇〇から西に200mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は宅地と市道に囲まれており、周囲の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明いたします。譲受人は、今回、住宅を建築したく、適地を探していたところ適地を見つけたため、所有者である譲渡人に相談した結果、了承を得た事から申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から北に200mのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地、西側は道路、南・東側は農地に囲まれておりますが、農地所有者への周知もされており、被害防除計画も適切にされるという事でしたので、周囲の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明いたします。譲受人は今回、申請地にある農業用倉庫を使用したく確認したところ、申請地が農地のままである事が判明したため、譲渡人の了承を得たため申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から西に400mのところに位置します。申請地の状況は、北側は市道、東側は宅地、西・南側は農地ですが、隣接農地は譲渡人の所有農地であり、周囲の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番についてご説明いたします。譲受人は現在、主に宮崎県内で林業を展開していますが、今回、えびの市内に支店を置き規模拡大をしたく、適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から西に100mのところに位置します。申請地の状況は、北側は国道、南・東・西側は原野に囲まれております。周囲の農地への影響はないと判断しました。、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号5番についてご説明いたします。借受人は今回、貸渡人である妻と県外より帰郷し、住宅を建築したく、申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北東に500mのところに位置します。申請地の状況は、西側は宅地、北側は原野、東側は道路、南側は農地に接していますが農地から4m以上離して建築することや、被害防除計画も適切にされることから、周囲の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号6番についてご説明します。譲受人はえびの市内で建設業等を主体とする法人の社員です。今回、シラス採掘場の表土置場用地を取得したく、採掘場に隣接した譲渡人に話しをしたところ、了承を得たので申請するものです。場所は、〇〇地区です。〇〇から南西に400mのところに位置します。申請地の状況は、北・東・南側は山林、原野、西側は一部農地に隣接していますが、耕作放棄地となっています。

周囲の農地への影響はなく、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第11号の非農地証明願、議案第12号の非農地判断につきましては、今回、事務局が用意した、航空写真、現地写真で判断しました。すでに現況が山林、原野化しており、周囲も山林に囲まれており、今後の耕作は困難と判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、農地方第4条申請1件、農地法第5条申請6件、非農地証明願3件、非農地判断9件、計19件については、慎重・審議しました結果、第2小委員会は、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願について、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。また、非農地判断につきましては、市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第9号から第12号の計19件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長 ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員　　ちょっとお尋ねします。農地法第4条の議案9号整理番号1番ですが、長屋と住宅の違いについて、教えてください。

事務局　　議長。

谷口議長　　事務局。

事務局　　今回の案件について、長屋となっていますが、1棟3部屋平屋建となっています。委員ご質問については、専門でないのでお答えできないところです。後日、調べてご回答いたします。

谷口議長　　事務局で整理して、後日、回答するとの事です。

上島委員　　議長。

谷口議長　　上島委員。

上島委員　　私は、不動産にあまり知りませんので、長屋というのは落語で出てくる長屋でやはり、人間が住むのでしょうか。それで一般住宅も人間が住むとこれで申請内容が違ってくるというのが、ちょっと分かりませんでした。が、今、知恵がいましたから、だいたい長屋という言葉が出てきたのは、人間が住んで生活するけれども、その施設内に従事するという事で早く言えば倉庫みたいな所に人間を入れてするという、申請上、おかしいのではないかと思いましたが、内容的には分かりましたのでよろしいです。

吉留局長　　議長。

谷口議長　　局長。

吉留局長　　私も建築基準法は詳しくないのですが、申請書を見ますと最初、共同住宅と記載してあったのですが、そのあと、長屋と修正されています。当然、住居の一種なんだろうけど共同住宅でないと、共同住宅は、一つの部屋に何人も住んでいると、長屋は、それが仕切られて、一つの屋根の下で何部屋もあって、それぞれ住んでいらっしゃるというような作りだと思いますのでそういった形で修正されたのだらうと思います。設計図を見てもそれぞれ仕切られておりますので部屋は壁で仕切られて、3部屋繋がっているというような作りになっている。まあ、そういう形で長屋に

修正されたというように理解しているところです。

谷口議長 上島委員、よろしいでしょうか。

上島委員 はい、分かりました。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第9号から議案第12号に対する第2小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第9号から議案第12号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第9号及び議案第10号は原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。また、議案第11及び議案第12号は、お諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第13号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第14号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第13号につきまして、ご説明いたします。74ページをご覧ください。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてですが、農地制度の実効性を上げるために国が農業委員会に対しまして、判断の透明性、公平性を確保するとともに事務処理を迅速に成されるよう求められている事から、事務の点検・評価を農業委員会内で行っているものでございます。中身につきまして、順にご説明いたします。75ページを

ご覧ください。

まず、平成30年3月31日現在での農業委員会の状況を記載しています。76ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化について、目標及び実績を記載しています。年度が平成29年度となっておりますが、間違いですので平成30年度とご訂正をお願いします。集積実績が1995.7ヘクタール、達成状況が98.14パーセントとなっております。活動計画及び活動評価、目標及び活動に対する評価はご覧のとおりとなります。77ページをご覧ください。

新たに農業経営を営もうとする者の算入促進の項目となります。農地法第3条において、農業振興地域内の農用地区域外の10アール要件で権利設定された方々が8名、面積が0.8ヘクタールでした。78ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置に関する項目となっております。平成30年度の利用状況調査で農地に再生した遊休農地の面積は6.7ヘクタールとなっております。今年も利用状況調査を行いますのでよろしくをお願いします。79ページをご覧ください。

違反転用への適正な対応につきましては、毎月実施している農地パトロールや利用状況調査、転用相談で解消指導等を行っています。80ページをご覧ください。

事務に関する点検ということで、農地法第3条に基づく許可事務ですが、昨年度は82件許可しています。各委員さんにはそれぞれの案件を個別で現地調査をお願いして、その結果を報告いただき、それに基づきまして、総会でご審議いただきまして、結果については、議事録で公表している状況です。農地転用に関する事務につきましても、昨年度68件ありました。小委員会で現地調査、総会での審議を経て意見を頂いて、県知事に意見書

を進達するまでの状況です。81ページをご覧ください。

農業所有適格化法人からの報告ということで農業所有適格化法人は各法人への決算後3ヶ月以内に農業委員会に提出するよう義務付けられています。現時点では3法人がまだ未提出の状況です。決算が3月という事などあるかと思われまます。担当が電話で指導して、なるだけ早く提出するとの事でした。情報の提供については、これは農地法第52条に規定されています。賃貸料情報についてもホームページや農業委員会だよりなどで公開しております。農地の権利移動等についても毎月の総会で審議頂いた分を取りまとめています。各種統計調査あるいは農地の集積等のデータとして活用しています。農地基本台帳及び農地に関する地図の公表につきましては、農地法第52条の2に規定されていますが、農地情報公開システムで公表しております。データの更新については、毎月の権利移動あるいは固定資産台帳等の変更に伴う更新を随時行って、できるだけ新しい情報を保つように努力しているところでございます。簡単ですが、以上のような点検・評価書案を作成し公表する事で、農業者等の意見を募集いたします。それらの意見を踏まえた上で点検・評価書として公表して、国への提出となります。点検・評価は以上です。82ページをご覧ください。

議案第14号、令和元年度目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明いたします。83ページをご覧ください。

農業委員会の状況について、平成31年3月31日現在の状況を記載しています。84ページをご覧ください。

担い手の農地の集積面積は90ヘクタールを目標としました。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、過去3年間の平均をとりまして、7経営体としています。遊休農地に関する措置につきましては、85ページをご覧ください。

遊休農地解消面積の目標を前年度と同様10ヘクタールとしました。

違反転用への適正な対応につきましては、違反転用解消面積の目標を前年度と同様の3ヘクタールとしました。農地パトロールや利用状況調査、非農地判断等で解消等を推進していきたいと考えています。以上でございます。

谷口議長 説明が終わりました。これより議案第13号及び議案第14号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

山口委員 議長。

谷口議長 山口委員。

山口委員 83ページの認定農業者の戸数の事について、お聞きいたします。昨年、300戸数だったと思いますが、24～5戸数、減ったというような数字が、ここに293戸数と出ております。29日に認定農業者の再加入者の申し込みがあったと聞いておるところでございますが、知識を得るために推移が分かったら、教えてください。以上です。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 山口委員からご質問がございましたが、市で認定されております認定農業者ですが、だいぶ高齢化している状況です。認定農業者が再認定をしなかった理由が年齢の事などがあるようです。あと、後継者がいないという事もあるようです。以上の事を畜産農政課よりお聞きしたところです。認定農業者の再認定が進まない、新規認定もあるのですが、再認定がないので全体的に数字が減っているようです。以上です。

谷口議長 山口委員、よろしいでしょうか。

山口委員 先日の再加入者の審議があったという事だと思いますが、その結果は分かっているのでしょうか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今週、開催されました認定審査会の結果につきましては、事務局では

把握していないところがございます。

谷口議長 山口委員、よろしいでしょうか。

山口委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 ちょっと細かい事をお聞きしますが、75ページと83ページの概要の所ですが、経営耕地面積の小数点の表記は、小数点第1位の記載が必要でしょうか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ただいま、竹下委員からご質問がありましたが、小数点については、特に規定はないので修正いたします。

竹下委員 その方が分かりやすいと思います。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 ここに記載はされておりませんが、農地が太陽光発電施設用地に年間、どれくらいなっているのか、荒廃地にいくら、生産性がある農地にいくらできたものか、今日、分からなくてもいいですが、私も農地の規定の中でいろいろ、太陽光パネル、ものすごくお金になるんだとこういう風に聞きました。しかし、良く聞けば、建てた後ですね。固定資産評価が6倍から12倍になると聞きました。現況からですね。だいたい名寄帳を見れば、そういうふうに書いてありますから、だいたいそれに従って課税されると思うので。そして、いわゆる不動産所得となって、毎年、例えば、年間12万円とか貰える、これは不動産所得となります。不動産所得の年の課税率ですね、そういうものがやはり知って、課税が高いですよ、本当にそれでいいんですかと、将来、子供たちに相続された時に大変ではない

ですかと、そういう、あるいは台風が来てパネルが壊れるとか、そういうのを総合的に見て、ちょっと私たちも勉強していかなければならないなあと思いました。以上です。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ただいま太陽光パネルについて、ご質問がございましたが、平成30年度の農地法第5条での太陽光パネルの件数というか筆数になりますが、30件の114筆、142, 811㎡となっています。そのうち、上浦のメガソーラーが73筆、97, 698㎡となっています。あと、ご質問のありました固定資産や不動産所得など税金については、総会終了後の研修として、資料を集めまして、研修会を開催したいと考えているところでございます。以上です。

谷口議長 上島委員、よろしいでしょうか。

上島委員 はい。

栗下委員 議長。

谷口議長 栗下委員。

栗下委員 83ページですが、非常に農家戸数が減ってきていると思います。昔から農協においては正組合員とか旧組合員とかいる訳ですが、総農家数・自給的農家数・販売農家数などどういう農家を言うのでしょうか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ここに記載してありますのは、平成27年の農林業センサスに基づきまして調査での戸数でございます。自給的農家戸数と販売農家数についてはセンサスで調査されたの用語だと思いますが、自給的農家数とは自分が食べる分だけの農家数だと思います。農産物を販売している農家が販売農家だと思います。販売農家も主業農家・準主業農家・副業的農家とか分かれています。全部センサスでの分類となりますが、センサスの定義につきましても、事務局としては、把握していないところでございます。

以上です。

谷口議長 栗下委員、よろしいでしょうか。

栗下委員 はい、分かりました。

福迫委員 議長。

谷口議長 福迫委員。

福迫委員 太陽光発電施設で許可を取ったところで、面積が広いところはいろいろ届出があるのでちゃんと着工してるけど面積が狭いところは、許可が出たけど着工していないところとかあるのでしょうか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ただいまご質問がございましたが、平成30年度に許可が出たところは全て着工しております。ただ、平成24年に許可が出たところが着工しているかどうかは分かりませんが、平成28年度からここ3年間では、許可が出たところは、全て着工している状況です。

谷口議長 福迫委員、よろしいでしょうか。

福迫委員 はい、分かりました。すいません、総会資料のページ数が記載してある所の下から2段目、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてで73ページと記載してありますが、74ページの間違ひみたいですが。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ご指摘ありがとうございます。間違いですので訂正いたします。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

宮田委員 議長。

谷口議長 宮田委員。

宮田委員 参考のためにお聞きします。先ほどの認定農業者の件ですが、個人所得と法人の所得については、年間収入から経費を差し引いた所得となりますが、現在も変わりはありませんか。個人の場合は年間400万円、

法人の場合は年間550万円となっていました、別に変りは無いでしょうか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ただいまご質問がございましたが、基本構想に基づく認定農業者の目標数値につきましては、変更は無いようです。

谷口議長 宮田委員、よろしいでしょうか。

宮田委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号及び議案第14号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前11時40分

=====